

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社タスキホールディングス		コード	166A
提出日	2025/11/20	異動（予定）日	2025/12/18	
独立役員届出書の提出理由	2025年12月18日開催予定の定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	小野田 麻衣子	社外取締役	○													○		有
2	大場 睦子	社外取締役	○													○		有
3	野口 謙吾	社外取締役	○										△				新任	有
4	古賀 一正	社外監査役	○										△				訂正・変更	有
5	南 健	社外監査役	○													○		有
6	熊谷 文彦	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		他社における豊富な経営経験と幅広い見識を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また近親者、主要株主といった、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
2		公認会計士として、会計・財務に関する専門的な知見と幅広い経験を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また近親者、主要株主といった、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
3	社外取締役の野口謙吾氏は、当社子会社の取引先である三井住友信託銀行株式会社の役員経験者であります。同行取締役副会長を退任後、2024年よりエグゼクティブアドバイザーに就任しておりますが、同行の業務執行には関与しておらず同氏は同行の意思に影響される立場にありません。	金融機関における長年の業務経験や企業経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また同氏は、当社子会社の不動産等の取引先である三井住友信託銀行株式会社のエグゼクティブアドバイザーですが、その取引額は当社及び同社の連結売上高の1％未満であるため、当社の意思決定に影響を及ぼすことがないと認識しております。従って、同氏は当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしております。
4	社外監査役の古賀一正氏は、当社子会社の資金借入先である株式会社三菱UFJ銀行に勤務していた経験を有しておりますが、同氏は同行を20年以上前に退職し、その後、同行及び当社子会社と特別の関係のない企業に在籍しており、同氏は同行の意思に影響される立場にありません。	金融機関における長年の業務経験や他社における財務経理部門や総務部門の長としての経験があり、また他社の監査役として企業経営に関与されており、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性、透明性及び効率性を確保するための資質を備えていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また同氏は、当社子会社の資金借入先である株式会社三菱UFJ銀行に勤務していた経験を有しておりますが、当社子会社は、同行からの借入金が借入金全体の2.5％（2025年10月31日現在）であるため、当社の意思決定に影響を及ぼすことがないと認識しております。従って、同氏は当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしております。
5		長年の管理部門管理役員の経験を有するほか、資金調達・資本政策・管理会計などの幅広い経験と知識に基づいた企業への経営支援の長年の経験があり、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性、透明性及び効率性を確保するための資質を備えていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また近親者、主要株主といった、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
6		弁護士としての幅広い見識と他社において社外取締役及び社外監査役として会社経営に関与した経験を有しており、法律的な見地から当社の企業経営全般に対して客観的な検証を行い、経営の健全性、透明性及び効率性を確保するための資質を備えていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また近親者、主要株主といった、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。

4. 補足説明

当社は、次のとおり、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性に関する基準を設けております。

（1）当社グループの業務執行者（※1）または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者

（2）当社の現在の主要株主（※2）またはその業務執行者

（3）当社グループが総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者

（4）当社グループの主要な取引先（※3）またはその業務執行者

（5）当社の会計監査人である監査法人に所属する者

（6）当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益（※4）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）

（7）当社グループから多額の寄付・助成金（※5）を受けている者（当該多額の寄付・助成金を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）

（8）当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者

（9）上記（2）から（8）のいずれかに過去3年間において該当していた者

（10）上記（1）から（8）までのいずれかに該当する者が重要な業務執行者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

（11）その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

※1、「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、理事、その他これらに準じる者および使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。

※2、「主要株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10％以上を保有する株主をいう。

※3、「主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

① 当社グループが製品またはサービス等を提供している取引先であって、直近事業年度において当社グループの年間連結売上高の2％または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社に行っている者

② 当社グループに対して製品等を提供している取引先であって、直近事業年度においてその者の年間連結売上高の2％または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社から受けた者

③ 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2％を超える者

※4、「多額の金銭その他の財産上の利益」とは、専門的サービスを提供する者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、直近事業年度において年間1千万円を超えるときをいい、専門的サービスを提供する者が法人、組合等の団体の場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、直近事業年度において当該団体の連結売上高もしくは年間総収入額の2％または1千万円のいずれか高い方の額を超えるときをいう。

※5、「多額の寄付・助成金」とは、当社グループから、直近事業年度において年間1千万円を超える寄付・助成金を受けている場合をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。